

第三者評価結果

事業所名：尚花愛児園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、全体的な計画の作成をしています。そして、全体的な計画は保育所の理念や基本方針に沿って、また、小学校連携、行事、子育て支援などは、地域の状況を考慮し作成しています。クラス主任と各保育士が話し合い、各リーダーが取りまとめ、昨年度の振り返りと評価をして統括主任が原案を作成しさらに職員会議で話し合い最終的に決定しています。園では、地域のさまざまな子育て世代の拠り所となり、保護者、地域、園とともに子育てができる連携を心がけています。全体的な計画は、職員会議で振り返り、評価をし年度末には内容について振り返りを行うとともに、これらを次年度の作成の際に反映させています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室には、エアコン、加湿器、空気清浄機を設置するとともに、温度計、湿度計により保育室の状態を適切に維持しています。換気については、新型コロナウイルス感染症対策として職員会議でも注意喚起をして、窓を常に開けています。園舎の各保育室は日当たりも良く、十分な広さがあります。パーティションやマットを使用し子どもたちのくつろぎの場を作っています。食事や午睡の空間は分けており、午睡時にはカーテンを下げ、照明を落とし、子どもが眠りやすい環境を整えています。衛生管理については、マニュアル及び点検のチェック表を用いて実施しています。具体的には、清掃業者による清掃、園内全域の消毒、殺菌庫を使用したおもちゃの消毒など、内容や方法を詳細に定めて、各場所ごとにていねいに清掃、消毒を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの心身の成長や課題については入園時の保護者との面談や児童票、個人面接票を活用し、生育歴や発達状況を把握し職員間で情報を共有し尊重して保育にあたっています。「職員の心得」に記載し研修などで意識付けをしています。さらに園で行う保育士の「保育内容等の自己評価」のための新チェックリストにも言葉の項目や子どもの基本的人権についての項目があります。このように、園では職員への人権擁護の意識付けを実施しています。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、子どもの顔を見て安心して自分の気持ちを表現することができるように信頼関係を築くように努めています。常に穏やかに話をして、表現することが難しい子どもには保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では子ども一人ひとりの発達に合わせて、子どもたちが基本的な生活習慣を楽しみながら習得できるよう、年間指導計画などの各指導計画に沿って工夫しています。茶わんとお椀の置き方を写真でわかりやすく掲示したり、日常の着替え、片付けなど子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。できた時は大いに誉め言葉をかけるなど、できるだけ生活習慣の自立のために子どもが、興味、関心を持てるように工夫をしています。トイレトレーニングなどは、子どもの様子を職員が細かく見て声をかけ、自分で成功したという喜びを子どもが感じて、意欲につながるようにしています。また、トイレの使い方、スリッパの脱ぎ方などは、イラストを使って視覚的に楽しく、習得できるように工夫しています。日々の生活は静と動の活動を取り入れています。手洗いの大切さ、虫歯の話など、保育士がわかりやすく、なぜ手洗いをするか、歯磨きが大切かをわかりやすく子どもたちに伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 園は日々の活動の中で子どもの主体性を重要視しており、日々の活動は子ども主体になるよう、子どもの思いや意見を引き出し反映しています。さまざまな遊びを子どもたちが選び、発展できるようにしています。また、ダンスなどで自由に表現をする時間もあります。異年齢保育を取り入れ、いっしょに散歩に行くなどしています。散歩では地域の方に挨拶し、交通ルールを学び、公園では公共の場での遊び方を学んでいます。園外活動を多く取り入れ、鶴見川の土手でお花見をするなど、子どもがのびのびと体を動かすことができます。図鑑を用意し昆虫の飼育や草花の栽培で観察ができるようにしています。5歳児は地域のお寺の鐘の音を聞きに行ったり、警察の方に来ていただき交通安全教室を開催したり、多くの人と触れ合っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児はクラス担任が決まっているため、より愛着関係が持てるようになっていきます。保育士は、送迎時の会話や連絡帳、クラス便りでの、保護者とのていねいなやり取りを通して、保護者と子どもの様子を共有し、朝の申し送りの際クラス内の職員にも情報を共有しています。栄養士とも連携を図りながら、日々の健康面の観察や離乳食の進め方など、0歳児が長時間過ごすことに適した生活環境を提供できるよう努めています。子ども一人ひとりが安心して園で過ごせるように、おむつ替えや食事の援助など一対一のかかわりを多く持ち、保育士は笑顔で接し、抱きよせ、優しい声かけで子どもとかかわっています。子どもが興味を示したものがあはる時は、近づいたり、触ったりして、遊びにつながるようにしています。子どもの表情をくみ取りながら、応答的な対応を心がけ、子どもが安心して保育士との愛着関係が持てるように配慮しています。0歳児が興味と関心を持って遊べるように環境設定をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画や指導計画に、子どもが実際に取り組もうとしている事柄を記載し、「すごいね。〇〇できたの?」「かっこいいね」と子ども自身がやってみようと思える声かけをしています。自我の育ち、自己主張を受け止め、一人ひとりに合わせたかかわりをしています。園庭では落ち葉を集めたりダンゴムシを見つけたり、探索活動を通して子どもの興味を広げ、子どもが挑戦しようとしていることに危険が伴わないかぎり見守り、子どもの発見や感じたことを大切にしています。ダンスや英語などの外部講師や、食育活動で栄養士とのかかわりもあります。保育士は一人遊びを大事にしながはる友だちとのかかわりの仲立ちをしています。おもちゃなどの貸し借りができるよう保育士が声かけしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。園庭遊びでは他クラスとの交流や異年齢での散歩があり、異年齢のかかわりを楽しみ、優しくしてもらはる喜びや心地良さを感じることができています。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳、面談などを通して子どもの様子を共有し、トイレトレーニングなど、保護者の意向を確認しながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児は、まず一人ひとりの安定を優先した保育を心がけています。個々の興味や関心を把握し活動が発展していくようにかかわり、集団活動の中で保育士を介しながら、遊びが広がるようにしています。4歳児については、園庭で見つけたアゲハチョウの幼虫の観察や、夏祭りの製作をクラスで取り組み、一人ひとりの良さを認め合い集団の中で自分の力を発揮できるようにしています。5歳児は、朝の会で子どもたちが意見を出し合いながはる行事について決めています。夏祭りや運動会など、行事に向けた取り組みの中では、友だちの良さに目を向け認め合い、一人ひとりが力を発揮できるようにしています。毎日の活動時の写真掲示、クラス便りの配付、懇談会などで、保護者に子どもの育ちや取り組んできた活動を、より知ってもらえるようにしています。地域の園の後援会には口頭で活動の様子を伝えています。園児の就学先には、幼保小連絡会や就学前の情報共有の際に、子どもの育ちや協同的な活動などについて伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内は多目的トイレが設置されていますが、バリアフリーの構造とはなっていません。配慮が必要な子どもなどには、職員会議で子どもの状況や対応について話し合い、横浜市総合リハビリテーションセンターからのアドバイスも受けて、個別指導計画を作成しています。職員は、内部研修や外部研修で障がい児保育について学び、知識を深め保育の実践につなげています。また、日々の子どもの成長の様子を記録して職員間で共有し、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めています。さらに、いっしょに活動する中で、ほかの子どもから生まれる疑問に対してわかりやすく説明し、子ども同士が自然にかかわれるよう配慮しています。今後は全体の計画や事業計画に、障がい児保育における園の姿勢を明記し、さらにていねいに保護者への情報提供などを行うと良いでしょう。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、一日の生活を見通して長時間にわたる保育について子ども主体の計画性を持って取り組んでいます。長時間園で過ごす子どものストレスをできるだけ軽減できるように、子どもとの1対1のかかわりやスキップを十分に取り入れています。保育室内には子どもがホッとできるように、室内にくつろげるスペースを設けています。朝と夕方の合同保育になる時間帯は、小さい子どものペースに合わせながはる安全に過ごせるよう配慮して、年上の子どもが年下の子どもにおもちゃを貸してあげたり、お世話をしたりしています。ゆったりと過ごせるようにマットなどを用いたり、子どもの様子を観察しながら休息が必要な際に適切な対応ができるようにしています。延長保育の時は、保護者の希望により子どもの状態に合わせて間食や補食を提供してしています。担任は、口頭と申し送りノートを使って引き継ぎを行っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、アプローチカリキュラムとして、小学校につながるような計画になっています。コロナ禍の影響により今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校での相撲大会や運動会、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行うなどしています。また保護者懇談会などで小学校に向けての話をし、保護者の安心につなげています。幼保小連絡会の会議や研修に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行うなどしています。園では机の並べ方を工夫したり、読み書きのドリルなどを行ったり、子どもが小学校のイメージをしやすくしています。子どもが就学する小学校に提出する保育所児童保育要録は担任が作成し、統括主任や園長が確認しています。さらに、保護者が小学校に伝えたいこと、配慮してほしい事などがあれば、保護者の言葉も就学先に伝えています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人統一のマニュアル「業務マニュアル 乳児・幼児」「保健マニュアル」に沿って子ども一人ひとりの健康状態を把握しています。体調の悪化やけが、事故に関しては申し送りノートに、事故に関しては事故報告書に記載し、保護者に伝達をしたり電話連絡をしたりして経過を見ています。子どもの既往症や予防接種の状況などは入園時面談や保護者との連絡帳で把握し、年度ごとに更新しています。尚花愛児園のしおり（重要事項説明書）に園の保健に関する取り組みを記載し入園時に説明しています。また保健便りを発行し健康に関する保護者への啓発活動をしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）について保護者に入園説明会でいねいに説明し、SIDSに関するポスターを掲示板に貼り出すなど、注意喚起を行っています。職員に対しては職員会議などでSIDSに関する研修を行い周知しています。SIDSチェック表を使用し、0歳児は5分おきに1歳児は10分おきに2歳児は15分おきに呼吸や顔色などを確認し記録しています。確認時間の管理には、タイマーを使用しています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重、3歳児の視聴覚検査（年1回）、3～5歳児の尿検査（年1回）を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して個別の児童健康台帳にファイリングし職員間で共有しています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、健診日に受診ができなかった子どもに対しては、別日を設定して診察をしてもらうなどしています。園では職員が紙芝居やペープサートを用いて、歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 横浜市が策定する「保育園における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、法人が作成した「食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、適切に対応しています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施し、毎月、アレルギー対応専用の献立表を作成して保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、除去ボードに沿ってトレイや食器の色は別にし、名札を用いて調理担当者と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、事故防止に努めています。アレルギー除去対象の子どもは赤いゼッケンのようなピンスを付けています。慢性疾患などの場合にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。職員は外部研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。理解できる年齢の子どもには除去についても共有しています。保護者にはアレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応について、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 「尚花愛児園食育計画」には、クッキングや野菜の栽培のほか、食事マナーなど、多様な食育活動を取り入れ、保育の全体的な計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。子どもの自己申告で食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう声かけを行いながら見守っています。食器は温かみのある高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。子どもたちは野菜の栽培、夏野菜のきゅうり、トマトなどにチャレンジしています。5歳児はお米づくりをはじめ、日本の伝承食品（梅干しやしそジュース、たくわん）を作っています。毎月献立表と給食便りを発行し、栄養や食材の話を掲載しています。野菜栽培やクッキングの様子は写真掲示で保護者に知らせています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>食事は一人ひとりの子どもの成長、様子を見ながら、その時の子どもの状態に一番適した、大きさ、柔らかさを用意するよう個別の対応をしています。残食量を記録し、担任から子どもの食の状態なども聞きとり、子どもたちの好みなどの把握に努めています。そして、提供される調理の味付け、食材の切り方、献立作成などに意見を反映させ、切り方を変更したり、提供する時の大きさや形状、調理法を工夫して、次の献立作成につなげています。献立は、旬の食材を使い、季節感を感じられるように配慮し、日本の伝統行事を大切に、ひな祭りや七夕、七草粥、七五三などの行事にちなんだ献立を取り入れて、盛り付け、彩りなど見た目にも楽しく食に対して興味をもてるように工夫をしています。現在はコロナ禍であり調理担当者は感染状況に注意しながら、子どもの喫食状況の把握をしています。大量調理マニュアルに沿って清掃、職員の健康管理を徹底し衛生管理に努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0~2歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて日々の子どもの様子を保護者に伝えており、3~5歳児クラスでは、日々の活動の様子をクラスごとのボードのコメントと写真でお知らせしています。また、保護者懇談会やクラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えていきます。特にクラス便りは次月の保育の目標をはじめ、その月の活動の内容を多くの写真とともに記載しています。保育参加は、製作やゲームなどを子どもたちといっしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。新型コロナウイルス感染症予防のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、今年度はクリスマス会、運動会や保育発表会などで子どもの成長の様子を保護者と共有しています。保護者との情報共有した内容については「個人発達経過記録 特記」などで記録に残しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では日ごろから相談しやすい雰囲気づくりをして保護者との日々のコミュニケーションに努め、いつでも保護者からの相談に応じる体制があります。送迎時にはできるだけ統括主任やクラス主任も挨拶するようにしています。保護者の気持ちに寄り添って対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩み事や困っていることなどを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いに寄り添って傾聴したりしています。個別に相談を受け付ける際は、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や統括主任、クラス主任、栄養士が同席しています。相談を受け付けた保育士に園長や統括主任、クラス主任がアドバイスを行うなど、保護者に対して適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、「個人発達経過記録 特記」に記録し継続的に支援を実施できるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時の提出書類や個人面談などを通じて、子どもの家庭の状況、生育歴を把握しています。送迎時の様子や、着替えの時の視診、子どもの言葉からも様子を知り、気になるけがや傷があった時には、そのつど保護者に確認するなど、変化を見逃さないようにしています。気になることが見られた時は、園長、統括主任に報告し、相談する体制があります。その際は記録を残しています。虐待の疑いや、虐待が明白になった場合には、速やかに行政や港北区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所へ連絡が取れる体制を整え、必要に応じた情報を職員会議などで共有しています。虐待等権利侵害になる恐れを感じたら、保護者の心身状態を見ながら気持ちに寄り添い、保護者がゆっくり話せるような機会を作るようにしています。虐待に関する園内研修を実施し、職員の知識を深めています。また、法人統一の「子ども虐待対応マニュアル」があり職員会議で読み合わせを行い、虐待について理解を深めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。年間指導計画や月間指導計画、個別の指導計画の振り返りについては、日々の保育日誌などをもとにクラスでの話し合いをし、自己評価を行っています。保育実践に対する評価にあたっては、法人統一の「保育内容等の自己評価」のための新チェックリストを使用し「保育の理念・保育観」「保育の内容」など3つの評価の柱に沿って3段階で評価しています。職員会議で自己評価の内容を共有し話し合いをしています。保育士の自己評価は定期的に行っています。自己評価結果をまとめ、園の課題を明確化し、課題事項は園内研修につなげています。自己評価にあたっては子どもの育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。職員一人ひとりが課題を明確にして、園の目指す保育の実現に向けて取り組み、園としての自己評価としてまとめ、年度末の園便りで公表しています。</p>	